別表第3 (第6条関係)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
項	公 共 的 施 設 の 区 分	規模
1	別表第1の1の項第1号から第4号まで、第10号、第 12号、第19号、第21号、第22号、第24号及び第26号か ら第28号まで並びに同表の2の項及び3の項に掲げ る施設(見学のための施設を有しない工場を除く。)	オペチの担告
2	別表第1の1の項第17号に掲げる施設	用途面積が五十平方メートル以上
3	別表第1の1の項第6号、第13号、第14号及び第18 号に掲げる施設(卸売市場を除く。)	用途面積が三百平方メートル以上
4	別表第1の1の項第11号、第15号および第23号に掲げ る施設(キャバレー及びナイトクラブを除く。)	用途面積が五百平方メートル以上
5	別表第1の1の項第5号及び第7号に掲げる施設	用途面積が千平方メートル以上
6	別表第1の1の項第8号、第25号及び第29号に掲げる 施設	用途面積が二千平方メートル以上
7	別表第1の1の項第9号に掲げる施設	戸数又は室数が五十以上

備考 別表第2の1の表の備考は、この表について準用する。